

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 南方連絡事務所報告（報告）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): 南方連絡事務所, 総理府特別地域連絡局, 請願権, 外資導入 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43509

1.
沖繩住民、
請願狀

請願権について当方で各方面に既会いて大体現状を
おもめています。国会答申資料は二つ厚手の80頁の
部分ですがそれを少しあと少し手短かに抜けて下さい。

沖縄住民の請願権について

40.2.15

(1) 請願権についての憲法上の規定

憲法第16条

何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、
命令又は規則の制定、廢止又は改正その他
事項に關し、平穏に請願する権利を有し、何
人も、かかる請願をしたためにいのちの差別
待遇も受けない。

(2) 請願に関する法律

(i) 一般法

総理府

1

請願法(昭和22.3.13 法律13号)

(ii) 特別法

(1) 国会法(昭和22.4.30 法律11号)

(2) 地方自治法(昭和22.4.17 法律47号)

(3) 請願権の性質

「請願権の行使は国に対し単なる受理の義務
を課しているだけであるから、この権利は国民
が國の代表として國の公務を行う権利である
參政権とは性質を異にしている。左の請願
はその目的あるいは内容の如何を問わず、
單に希望の表示にすぎず、また外国人にも

自己の生活を営む社会である國に対して希望

総理府

2

をうべきる利益を享有させることには別段の
支障もなく、……「何人」に対しても与えられ
ている権利であり、「日本在住の外国人にも
憲法第16条が適用される。」

(昭24.4.28.法務省調査意見第26号、
(参議院法務局長より法務調査意見長官回答)

(4) 請願権の行使方法

(i) 請願法

第22条 請願は、請願者の氏名(法人の場合
は名称)及び住所(住所のない場合は居所)を記載し、文書でこれをしなければ
ならない。

總理府

3

第3条 請願書は、請願の事項を所管する官

公署にこれを提出しなければならない。

(ii) 国会法

第29条 各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならぬ。

第80条 請願は、各議院において委員会の審査を経た後これを議決する。

(iii) 地方自治法

第124条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を

總理府

4

提出しなければならない。

(注: 地方公共団体の議会以外の官公署に請願し

ようとする場合は請願法による。——自治区、行

政局、行政課)

(5) 請願をなしうる者

(i) 日本国に居住する者である限り、自然人たる

と法人たると、日本人たると外国人たるとを

問わない。この点については異論を見ない。

(ii) 沖縄住民は日本國にすれば当然請願

をなしうるし、沖縄居住のみでも請願法等の

定める要件を備えれば請願をなしうる。

総理府

5

(iii) 沖縄の法人、団体も請願をなしうること

自然人の場合と異ならず、受理して処理され

た先例もある。

(iv) 琉球政府(行政府)及び琉球立法院が

請願をなしうるかについては、内閣法制局は

速
度
で
き
法
制
局
の
見
解
は
否
定
的
見
解
で
あ
る
一
方
衆
議
院
の
法
制
局
及
び
請
願
課
は
む
し
ろ
肯
定
的
見
解
で
あ
る

及び請願課はむしろ肯定的見解である。

請願の対象たる事項は、わが國の権力の及

ぶ範囲内にありかつ、わが国が独立に外

理することができる事項であれば良いということ

を理由とする。(なお、わが國においては、地方

総理府

6

公共団体の議会は国会(各議院)に対して
請願をなしうる。

(V) 琉球立法院は、「請願」の用語を用いて、
日本政府、国会にあてた決議をしばしば行
なっている。但し、これらは請願決議が正式
経路を通じて伝達された事例は左の上
に思われる。(昭和28年に恩給特例法制定の際

立法院の感謝決議(昭和28年8月5日立法院
決議第12号)が、衆参両院議長 内閣総理
大臣、大蔵大臣、南方連絡事務局長あて送付さ
れてきた事例はある。

總理府

7

琉球政府章典第35条第1項によれば、「琉球

政府は、琉球列島米国民政府を通じない限り、外交

事務を行うことはできない」と規定されている。

併し、琉球政府或いは琉球立法院の請願が

認められるとしても、前記章典の建前上、直接請願
を提出することは許されないから、外交ルートを通じて

伝達されなければならないと考える。したが

がら、このことは、琉球政府や琉球立法院の請

願決議等を新聞その他非公式ルート(例えば南連

通にて)によって知り得た場合に、日本政府が全く

無関係のこととして看過することを意味するのではない。

總理府

8

沖縄住民の請願権

一 請願権については、憲法第十六條の規定によつて、

下何人も、平穏に請願する権利を有し、

し、上とあるところから、日本本土(日本統治権)

の及び領域(之)に在住する外国人に与えられし、

憲法第十六条が適用さると解される。この

事実に付いては、殆んど異論がないところであり、先例

の取扱いもそうなのである。従つて、沖縄住民が

日本本土に渡航してキても、請願をするについ

ての要件を具備すれば、国会に対して、また

内閣に対して、請願の権利を有することは当然と解

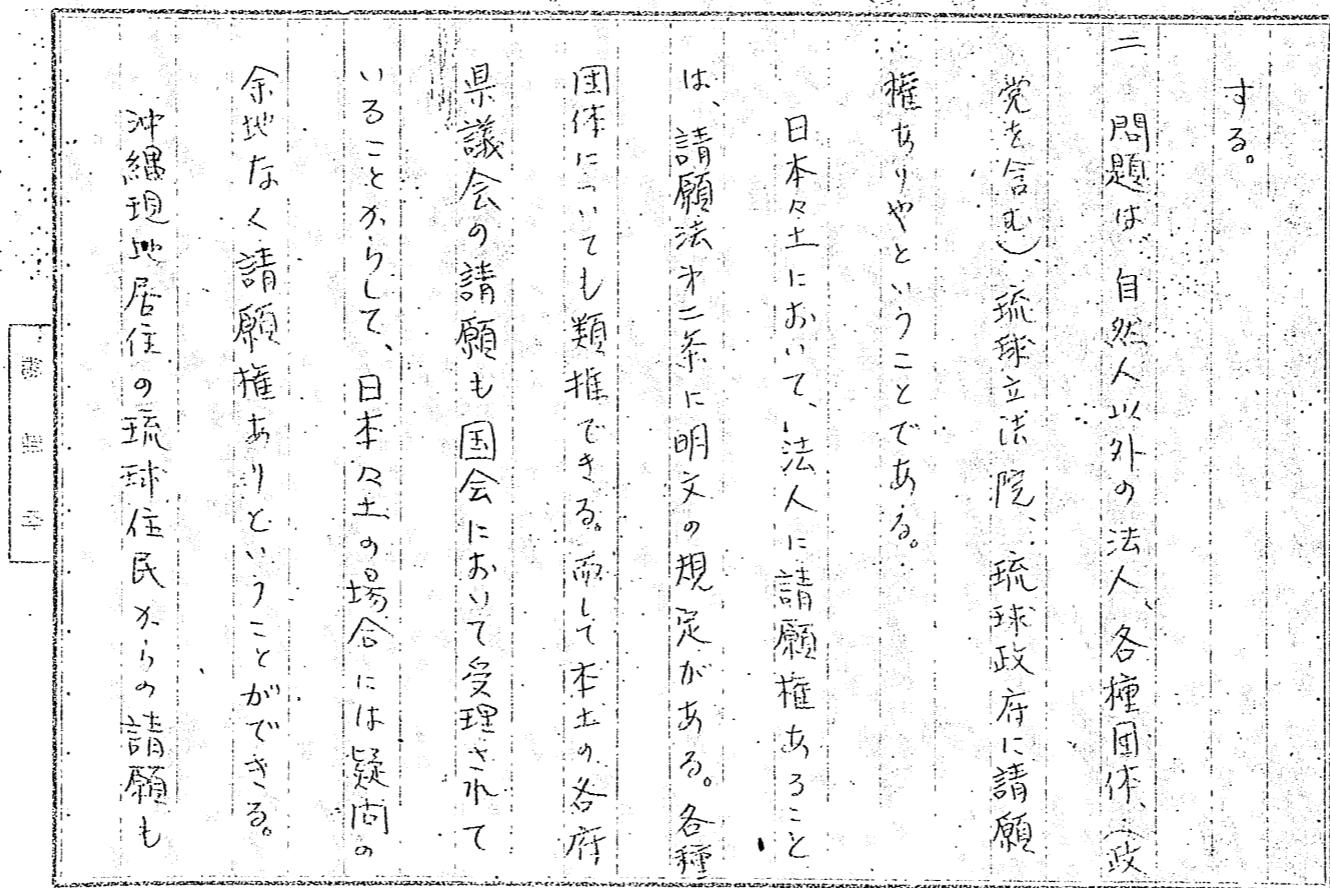
する。

二 問題は、自然人以外の法人、各種団体、政

党（公会）・琉球立法院・琉球政府に請願
権有りやと云ふことである。

日本々土において、法人に請願権あること
は、請願法第ニ条に明文の規定がある。各種

団体についても類推できる。而して本土の各府
県議会の請願も国会において受理されて
いることからして、日本々土の場合には疑問の
余地なく請願権有りと云ふことができる。
沖縄現地居住の琉球住民ならうの請願も



従来国会にありて採択されてゐるか現狀であるが、この場合日本國の統治権に服しき証ではないので憲法の効力が當然二本に及んで了すに一ツで疑問の余地がないではない。

請願の権利にて見て考へてみると、性格は、公の杆鷹に対する希望を表明乃至用陳するに止り、請願の内容について審理し、何等かの判定を求める権利を包含するものではなく、受理されれば

訴訟や訴願と異る。本件請願者に付

し、何らかの回答又は判定を与之ること
は要務である。請願権の行使は国に対する
レ、單なる公理の義務を課してはあるも
のと解しておなげである。云々矣。不らすれば
沖縄住民が日本国籍を有するなど、沖縄

が日本領土であり、觀念的潜在的には

日本國憲法も沖縄に適用されてゐる

と考之る余地があることを序文に於て
外国人に対するもの認められていふ請願権

が、以上の理由で沖縄住民に付

記入小文等はない。

三、只、沖縄は、平和条約が三年によつて、

現実には米国が施政権行使してゐる。

であるから、もつぱら米國の施政の権限に屬する範圍内においては、或は日本間の

外交上の問題となり、請願権の対象とな

る事項としては適当でない。と考えられる

が、も水は別途陳情なりの方様もある訳

であり、その限界を劃一的に決定されるこ

はできないと思われる。しかし、もうなれば

も水は用語の問題上すが、本来請願権

の内容である「希望の陳述」とは、

兩者の何木子で捉へしてその目的を達し、うると考へらる。請願と陳情とでは的効果に格別差異ありと考へられないので、こう更に説明することは実益はないものと

いうべきである。

四、以上より、沖縄住民は勿論のこと、各府用件（成立の根拠法は外に法不有）（個人、政黨を含む）を皆曉、沐耳。政府は諸般の権利を有するものと解する。